中小企業者のための

官公需制度と 新規参入事例

平成23年12月

中小企業庁

http://www.chusho.meti.go.jp/

●官公需契約とは…

官公需契約とは、官公庁や独立行政法人などが民間事業者の方々と取引をすることをいいます。(最近では、「公共調達」という言い方も一般的です。)

官公需契約には、事務用品や制服などを購入する物品等の調達契約、庁舎の清掃や警備、印刷などを委託する役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約などがあり、多岐にわたっていることから、さまざまな分野の中小企業者の方が受注することが可能です。

また、対価の支払いについても、会計法などの法令に基づき遅延などはなく、安定していることから、 経営面に及ぼす効果も大きなものがあります。

1 中小企業者の受注機会増大のため、 さまざまな支援策を講じています

中小企業基本法

中小企業の振興・支援について、基本的な理念や方針を定めています。この中で、官公需施策は、"中小企業の経営基盤強化策"の一つとして位置づけられ、受注機会の増大を図るよう定めています。

官公需法

中小企業基本法の理念を受け、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)では、 次のことを定めています。

- ◇国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と、組合等の活用について
- ◇「国等の契約の方針」の作成と、公表について
- ◇国等の機関のほか、地方公共団体における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力についてなど

国等の契約の方針

経済産業省(中小企業庁)では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や、受注機会増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定し公表しています。 その主な内容は次のとおりです。

- ◇東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮
 - (・官公需相談窓口における相談対応/・適正な納期・工期の設定及び迅速な支払等)
- ◇官公需情報の提供の徹底
 - (・各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表/・個別発注情報の提供と説明)
- ◇中小企業者が受注し易い発注とする工夫(・分離・分割発注の推進 等)
- ◇中小企業者の特性を踏まえた配慮(・技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大 等)
- ◇ダンピング防止対策等の推進(・適切な予定価格の作成/低入札価格調査制度の適切な活用 等)

2 競争契約参加資格を取得して、 入札に参加しましょう!!

国(各府省)との契約をしようとする場合の手続きを紹介します。
地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、各々のホームページ等でご確認ください。

◆官公需契約までの手続きの流れ(物品・役務)

資格審査申請書の提出

◇申請書の様式は、各府省の窓口か「統一資格審査申請受付サイト」から入手することができます。 統一資格審査申請受付サイト(申請書のダウンロード)

https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html

- ◇この資格審査申請は、どこか一つの府省に提出すれば、全府省に有効です(インターネットを使った電子送付や郵送・持参で申請することができます)。
- ◇資格審査は、定期審査(3年に1回の受付。次回は平成25年1月受付開始予定)と、随時審査(平 成25年3月末まで受付)があります。
- ◇事業協同組合や協業組合など、組合として申請することも可能です。

インターネットによる資格申請に関して、下記URLで入力ガイドが紹介されています。

https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuShinseiSentaku.html

2 資格審査結果の通知・登録

- ①申請書に記載された実績などを審査し、A~Dの等級に区分され(「等級区分」)、申請者本人に資格 審査結果通知書が郵送されます。
- ②資格等級は、「全府省統一資格」として「全府省統一名簿」に登録されます。
- ③全府省統一資格は、最長3年間、有効です。(資格の有効期間は、次回は定期審査、随時審査ともに、 資格を得たときから平成24年度末までです。)

3 入札への参加

- ①各府省が公示する入札公告(発注情報)に記載された等級区分に応じて入札に参加できます。
- ◇発注などに関する情報は7ページをご参照ください。
- ②次の方の場合、参加可能な等級区分に関する特例措置、弾力化の適用がありますので、入札を行う 各府省へご相談ください。
- ◇技術力のある中小企業者
- ◇ベンチャー企業などの新規開業中小企業者

4 契約書の作成

◇入札に参加し、落札できれば受注となり、契約書を取り交わし、履行することとなります。

5 納入等

◇納入後、検査・確認等があり、完了後、対価の支払いが行われます。

◆官公需契約までの手続きの流れ(建設工事等)

建設工事等に関する競争参加資格審査申請の詳細につきましては、各府省、地方公共団体等のホームページ等をご確認いただくか、担当窓口等へお問い合わせください。

平成23・24年度競争参加資格審査について (国土交通省の場合)

◇登録の流れ

- 1 「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」を地方整備局に提出 平成23・24年度の資格審査は随時受付となります。
- 2 各発注部局において審査
- 3 申請者の希望する工事種別ごとに総合点数を算定後、ランク付け
- ④ 資格認定の通知、有資格業者名簿への登録、有資格業者名簿の公表

(詳細については、下記URLでご確認ください。)

・国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き

(建設工事) http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/23-24/03.pdf

(測量・建設コンサルタント等業務) http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/23-24/05.pdf

◇以下、入札から納入等までの流れは、物品・役務の手続きと同じになります。

※発注機関への競争契約参加資格登録は、入札参加の第一歩ですが、資格登録だけでは受注はできません。 受注に結びつけるためには、積極的な情報の収集活動や営業活動が必要不可欠です。

3 官公需適格組合を活用して入札に参加しましょう!!

中小企業経営における制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが少なくありません。 1社では受注できないような高額の案件でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。こうして生まれたのが、協同組合などによる官公需の共同受注です。

国では、中小企業者の方々の積極的な取り組みを支援するため、「国等の契約の方針」において、 官公需適格組合を始めとする協同組合等の受注機会の増大を図ることとしています。

○ 官公需適格組合制度は

- ①官公需受注に関して熱心な指導者がいること
- ②十分な経理的基礎があること など

共同受注体制が整備されている事業協同組合などを中小企業庁(経済産業局長及び沖縄総合事務局長)が 証明することにより、国等の発注機関が積極的に活用しやすくしている制度です。

◎ 証明を受けた官公需適格組合は

競争契約参加資格審査の際に、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算して、 上位の等級に格付けされる特例があります。

- ◇官公需適格組合制度の詳細及び申請等については、お近くの各都道府県中小企業団体中央会へお問い合せ ください。また、都道府県中央会では、「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業 者からの相談に応じています。
- ◇各都道府県の官公需総合相談センター一覧は P.7 参照。

4 技術力のある中小企業者には 入札参加資格の特例措置があります!!

技術力のある中小企業者は、ものづくりなど、わが国経済の重要な担い手であり、活力ある経済社会を構築するためには、なくてはならない存在です。このような技術力のある中小企業者の事業活動を支援するため、官公需の受注機会の拡大のための措置があります。

- ①国や独立行政法人などでは、技術力のある中小企業者の「等級区分」について、特例措置を設けています。 たとえば、試験研究機器、医療機器、精密加工技術を要する装置類などの物品や、高度な情報システム開 発などの役務サービスの提供などの分野に適用されます。
- ②「等級区分」の特例とは、競争参加資格の等級が低い場合でも、一定の条件を満たせば、上位の等級の入札に参加が可能になるというものです。

(通常は、資格審査結果の等級区分に応じて、入札に参加することとなりますが、特例では、たとえば、 等級区分がDの方でも、要件を満たせば、最大Aランクの入札に参加できます。)

<上位等級入札の特例措置>

◇入札物件と同等 以上の仕様の物件 を製造した実績等 を、カタログなど により証明できる 者

又は

◇入札物件等に関連する特許保有件数、製造等に携わる技術士資格保有者数、技能認定おりにより定められた点数を加算した場合に、上位の等級になる者

又

◇「中小企業技術 革新制度(SBI R)」の特定補助 金等の交付先中小 企業であり、当該 入札に係る物件の 分野における技術 力を証明できる者

又は

◇(株)産業技術革 新機構の支援対象 事業者等であり、 当該入札に係る物 件の分野における 技術力を証明でき る者

新規に開業された中小企業者も、官公庁等との契約にチャレンジが可能です。 ぜひ競争契約参加資格を取得して、積極的に入札にご参加ください。

- ① 技術力のあるベンチャー企業などは、上記の入札参加資格の特例措置を活用することにより、受注の機会が拡大します。
- ② 中小企業技術革新制度(SBIR)のデータベースの活用などで技術評価を行い、技術力のある中小企業からの調達に関しては、入札参加資格の弾力化の措置がとられています。

このほか、ベンチャー企業からの I T 関連の調達においても、システムの開発実績などを考慮した入札 参加資格の弾力化の措置がとられています。

6 新たに官公需に参入した組合事例

相模原市LPG協同組合

~高い組織率で安全かつ安定した供給を実現~

(1) 所在地:〒252-0328 相模原市南区麻溝台三丁目15番17号

(2) 電 話:042 (766) 9905 FAX:042 (743) 5353

(3) 第1回官公需適格組合証明取得 平成23年9月5日

(4) 代表者:小形 三雄

(5)設立年月日:平成21年12月1日 (6)組合の地区:神奈川県相模原市

(7)組合員数:67名

●官公需共同受注事業実施の経緯



本組合の歴史は町村合併の動きと呼応している。相模原市は平成19年に津久井郡4町との合併を終了し、平成22年に政令指定都市に移行した。こうした動きの中で、新相模原市内の小中学校をはじめとした公的施設に対するLPガスの供給を安定的かつ安全に実施するために、新相模原市内の事業者で協同組合を設立し、官公需適格組合証明取得に団結した。

旧相模原市では、小中学校等の公的施設に対するLPガスの供給を市内6地区に分けて各地区の入札決定事業者が行っていたが、昭和50年代、市内の事業者で保安面を重視した供給体制構築のために「株式会社相模原エル・ピー・ジー会館(以下㈱会館と略す)」が設立された。

その後、㈱会館でLPガス販売事業許可を取得、平成9年の法改正によりLPガス販売事業登録を行い、相模原市の公的施設へのLPガスの供給を一本化することにより、保安点検から供給まで責任をもった体制を構築することができた。

一本化が実現できた背景には、次の点があげられる。第一には、㈱会館の株主76名が市内のLPガス小売業者のほぼ全員であったこと、第二には、市内の小中学校などの公的施設の保安面のチェックを㈱会館が自主的に実施し、このチェック結果を相模原市に報告したことで市からの信頼が一気に高まったことである。

しかし、受注の受け皿として株式会社では被合併地域の事業者の意見を反映しにくいことから、1人1票の議決権と選挙権を有する協同組合の設立が支持され、平成21年12月に本協同組合を設立した。平成22年4月からは(株会館が持っていた販売登録を組合で承継し、組合としての活動を開始した。さらに、一年間共同受注事業の実績を積んだ後に平成23年9月には官公需適格組合の証明を取得した。その後は安定的に組合が政令指定都市になった相模原市のLPガス供給の仕事を受注している。

競争の激しい業界であるが、適正価格での発注となっており、ダンピングによる新規参入は今のところない。組織率が高く、迅速な対応が可能であること、保安面などが防止策になっている。

平成22年度には、相模原市の小中学校等の施設(ガスメーター設置数)327カ所に組合として納入業務を一括契約し、組合の受注実績は103,144,391円である。

協同組合で共同受注事業を実施したことによる最大の効果は、①地域の小中学校等に対して安全かつ安定してLPガスを供給できるようになったことと、②非常時対策を組合員が意識するようになったこと、があげられる。

新規の受注拡大も目的だが、東日本大震災の教訓から、LPGの復旧の速さを強みとした非常時の対応を積極的に進めていくこととしており、これまでに相模原市へLPG発電機を18台寄贈した。今後も寄贈は続けていく予定である。

地域密着型の事業であるため、市の信頼と理解のもと価格競争に走ることなく事業を実施しており、地域の安全・安心を担っている。

新居浜建設業協同組合

~スケールメリットでリスク分散。地域の安全確保に全組合員で対応。~

(1) 所在地:〒792-0004 愛媛県新居浜市北新町2番37号

(2) 電 話:0897 (37) 2605 FAX:0897 (33) 7666

(3) 代表者: 丹生谷 裕康

(4)設立年月日:昭和35年7月1日(5)組合の地区:愛媛県新居浜市

(6)組合員数:62名

●官公需共同受注事業実施の経緯



今年度より本組合では、愛媛県が発注した新居浜市内の土木施設年間維持工事を県内で初めて一括受注(随意契約)した。この維持工事は利幅が薄い上に個々の業者への負担が大きく、業者が敬遠して入札が不調となることもあった。地域の災害対応は地元組合の役割であるとの認識のもと、組合が対応することで1業者の負担も軽減できることもあり、組合側から県に申し入れ契約となった。従来は、河川・路線毎に発注が行われており、昨年は14件の工事があった。これらの工事を一本化し、組合が受注したことで不調となる危険性を回避でき、行政サービスの均一化を図ることもできる。また、台風時の緊急出動の際の連絡窓口を組合に一本化でき、指示系統の簡素化により迅速な応急対策業務の履行が実現している。本市における緊急対応は所管にかかわらず本組合が行うため、行政担当者はまず組合に連絡し、現地に赴かせることを最優先しており、住民の迅速な安全確保を可能とするシステムが構築できている。

一方、新居浜市とは水防協定を締結しており、台風時には県同様に緊急対応を行っているが、協定に基づく出動と年間維持工事に基づく出動では建設業法の関係から煩雑な手続きも必要となることがあり、同じ作業を行っても市道と県道で提出書類や精算方法等も全く異なることから今後、行政との調整を図っていきたいと考えている。

受注対象組合員の決定方法については、二種類の方式を採用している。台風等の緊急時には、 水防本部設置と同時に全組合員の携帯電話メールに情報提供し、市内 5 地区を地区別に分類した 緊急対応順番表から被災状況に応じて近隣の対応業者を選定している。また、特殊重機を扱う等 事前見積がある補修の場合には、全組合員に公募をかけ手持工事や重機・作業員に余裕があり対 応可能な会員を選定している。大変厳しい経営環境の中、組合運営経費の確保は喫緊の課題であ るが、地域や組合員にとってプラスとなる共同事業を推進することで独自の収入源を模索し、組 合員の会費負担を軽減し、経営基盤を強化することが重要と考えている。

今後は、公営住宅など建築分野の維持管理業務も視野に入れており、今回の年間維持工事受注が本組合の共同受注事業の第一歩になったと認識している。

全国で想像を絶する自然災害が続出しているなか、組合のスケールメリットを生かした地域の維持修繕業務への取組が各地に普及し、地元の地形風土を熟知した建設団体が迅速な地域住民の安全確保に貢献できるシステムが全国に広がることを期待している。

7 | 官公需に関する情報を 入手しましょう!!

- ◆官公庁等の発注(入札)や、競争参加の資格審査申請などに関する情報は、発注窓口での公示等のほか、ほぼ全ての官公庁等が自身のホームページで公表しています。
- ◆中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm 中小企業者に関する国等の契約の方針/国等の中小企業向け契約実績/官公需適格組合名簿/官公需適格組合便覧などが掲載されています。

◆中小企業庁・経済産業局

官公需に関するお問い合わせは											
剖	3 局 4	<u>ጟ</u>			電話番号(直通)	部	局	名			電話番号(直通)
中小企業庁	事業環	境部	取引	課	03-3501-1669	近畿経済産業局	産	業	部	中小企業課	06-6966-6023
北海道経済産業局	産業	部	中小企	業課	011-709-1783	中国経済産業局	産	業	部	中小企業課	082-224-5661
東北経済産業局	産業	部	中小企	業課	022-221-4922	四国経済産業局	産	業	部	中小企業課	087-811-8529
関東経済産業局	産業	部	中小企	業課	048-600-0321	九州経済産業局	産	業	部	中小企業課	092-482-5447
中部経済産業局	産業	部	中小企	業課	052-951-2748	沖縄総合事務局	経済	斉産 美	(半部)	中小企業課	098-866-1755

- ◆官公需情報ポータルサイト http://kankouju.go.jp/
- 国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報がご覧になれます。
- ◆全国中小企業団体中央会 http://www.chuokai.or.jp/kankouju/kankouju-01.htm 官公需情報についてご覧になれます。

◆官公需総合相談センター(都道府県中小企業団体中央会内)

全国官公需総合相談センター	03-3523-4902	福井県官公需総合相談センター	0776-23-3042
北海道官公需総合相談センター	011-231-1919	滋賀県官公需総合相談センター	077-511-1430
青森県官公需総合相談センター	017-777-2325	京都府官公需総合相談センター	075-314-7131
岩手県官公需総合相談センター	019-624-1363	奈良県官公需総合相談センター	0742-22-3200
宮城県官公需総合相談センター	022-222-5560	大阪府官公需総合相談センター	06-6947-4372
秋田県官公需総合相談センター	018-863-8701	兵庫県官公需総合相談センター	078-331-2045
山形県官公需総合相談センター	023-647-0360	和歌山県官公需総合相談センター	073-431-0852
福島県官公需総合相談センター	024-536-1264	鳥取県官公需総合相談センター	0857-26-6671
茨城県官公需総合相談センター	029-224-8030	島根県官公需総合相談センター	0852-21-4809
栃木県官公需総合相談センター	028-635-2300	岡山県官公需総合相談センター	086-224-2245
群馬県官公需総合相談センター	027-232-4123	広島県官公需総合相談センター	082-228-0926
埼玉県官公需総合相談センター	048-641-1315	山口県官公需総合相談センター	083-922-2606
千葉県官公需総合相談センター	043-306-3284	徳島県官公需総合相談センター	088-654-4431
東京都官公需総合相談センター	03-3542-0040	香川県官公需総合相談センター	087-851-8311
神奈川県官公需総合相談センター	045-633-5133	愛媛県官公需総合相談センター	089-955-7150
新潟県官公需総合相談センター	025-267-1100	高知県官公需総合相談センター	088-845-8870
長野県官公需総合相談センター	026-228-1171	福岡県官公需総合相談センター	092-622-8780
山梨県官公需総合相談センター	055-237-3215	佐賀県官公需総合相談センター	0952-23-4598
静岡県官公需総合相談センター	054-254-1511	長崎県官公需総合相談センター	095-826-3201
愛知県官公需総合相談センター	052-229-0044	熊本県官公需総合相談センター	096-325-3255
岐阜県官公需総合相談センター	058-277-1100	大分県官公需総合相談センター	097-536-6331
三重県官公需総合相談センター	059-228-5195	宮崎県官公需総合相談センター	0985-24-4278
富山県官公需総合相談センター	076-424-3686	鹿児島県官公需総合相談センター	099-222-9258
石川県官公需総合相談センター	076-267-7711	沖縄県官公需総合相談センター	098-859-6120